

GRACE News Letter

Legal professional corporation

2017.12 vol.

48

CONTENTS

●トピックス	年末のご挨拶	代表弁護士 古手川 隆訓
●トピックス	〃	弁護士一同
●企業法務コラム	有期雇用に関する基礎知識について	弁護士 戸田 晃輔
●グレイス・ニュース	年末年始の営業のご案内	
●法律Q&A	「不倫がばれ内容証明郵便が届いたが対応する必要がある?」	弁護士 茂木 佑介

TOPICS ❁ 年末のご挨拶

本年も格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。



代表弁護士 古手川 隆訓

本年も大変お世話になりました。弊所は、今年も、(株)船井総合研究所の法律事務所経営研究会において、MVPを頂くことが出来ました。顧問先の企業の皆さまが経営に専念できるように、いわゆる「法律事務所」としてではなく、中小企業の「法務部」として、日々活動してきた積み重ねを評価していただいたものと理解しております。

弊所は、来年で設立から10周年を迎えます。来年は、顧問先の皆さまのご依頼にさらに迅速に対応できるように、すべての顧問先様に、「チャットワーク」というビジネスチャットツールを導入していただく予定です。詳細は改めてご案内させていただきます。

また、来年1月に1人、5月に1人、弁護士が新たに入所する予定です。5月に加入する弁護士は、東京の大手法律事務所に10年以上勤務しており、M&A業務に精通しています。この弁護士の加入により、弊所は、M&Aのサポートも行うことが可能となります。

来年も顧問先の皆さまのビジネスの発展に尽力して参ります。来年もどうぞよろしくお願ひいたします。



企業法務

企業法務部長 / 弁護士
大武 英司

当事務所の企業法務部は今年も皆様からの多大なご理解を賜り、約300社の顧問先様とお付き合いをさせていただきました。心より御礼を申し上げます。今年は労務徹底強化セミナーをはじめとする多くのセミナーを開催し、多くの皆様にご参加いただきました。来年以降も鹿児島事務所と東京事務所が一丸となって、「使用者側に強い労務対策」を徹底的に追求します。皆様にとって分かりやすく、そしてお役に立つセミナーになるよう、これまで以上に声を張って情報を発信して参ります!



事故

事故専門部長 / 弁護士
永渕 友也

今年、事故専門部では130件以上の事件をお任せいただき、130件近い事件を解決しております。今年は、弁護士3名(鹿児島2名、東京1名)、パラリーガル4名の体制で業務を進めて参りました。県外の交通事故専門事務所と勉強会を行ったり、パラリーガル向けの勉強会を実施するなど、メンバー各自が少しでも交通事故被害者のお役に立てるよう努力して参りました。来年も、事故専門部一同、全力で交通事故被害者のサポートに取り組みますので、何卒宜しくお願ひいたします。



家事

家事専門部長 / 弁護士
茂木 佑介

本年は女性弁護士碓井の加入もあり、昨年を大きく上回る約400件の離婚や相続の相談に対応させていただきました。家事専門部は、来年以降も引き続き離婚分野に注力していくとともに、相続分野についても積極的に取り組んで参ります。特に相続分野については、相続開始後の遺産分割のみならず、近年特にニーズが高まりつつある遺言、後見、家族信託等の相続前のご相談についても専門性を高めていきたいと思います。来年以降も、家事専門部の飛躍にご期待ください。



年末のご挨拶

本年も格別のお引き立てを賜り、
厚く御礼申し上げます。

弁護士法人グレイス弁護士一同



弁護士 / 企業法務部・事故専門部
黒崎 裕樹

東京事務所に赴任して1年半が経過しますが、2017年は非常に中身の濃い1年間となりました。フランチャイズ、外国人技能実習関連などの専門的な案件から、交通事故や建物明渡請求などの一般民事案件まで、様々な案件に携わった年でした。スカイプを使った打ち合わせなど、東京事務所では新たな取り組みも積極的に取り入れています。来年はこれを更に深化させるとともに新たな取り組みも行っていますので、どうぞご期待ください。



弁護士 / 企業法務部
森田 博貴

年の瀬となりました。皆様にとって今年はいかがな年でしたでしょうか。振り返ればトランプ氏の大統領就任に始まり、稀勢の里の横綱昇進、藤井四段の29連勝、桐生選手の9秒台樹立等多くの出来事があったように思います。私個人では人生初の結婚も経験し公私ともに充実した一年でした。私は12月が一番好きです。今年も無事に年末を迎えることに感謝しつつ静かに年越しを迎えることを願っています。皆様本年ありがとうございました。



弁護士 / 企業法務部
戸田 晃輔

あっという間に年末です。ここまで時の流れが速いと感じた1年は初めてです。本年も顧問先様をはじめ多くの方々からのご相談に対応させていただきました。私自身、皆様からのご相談を通じて多くの経験をさせていただき、弁護士として飛躍の1年となりました。来年も企業法務部の一員として、皆様によりご満足のいただけるサービスを提供できるよう誠心誠意努力を重ねて参ります。来年も変わらぬお引き立てのほどよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士 / 事故専門部
高山 桂

光陰矢のごとく今年も年を締めくくる時期がやって参りました。私は弁護士2年目の年でしたが、昨年と比較し更に多くの交通事故、労災事故、医療事故等多種多様な事故を担当させていただき、実りの多い1年でした。もっとも、このように無事1年を締めくくることができたのは皆様のおかげであると日々感謝しております。今年の経験を活かし来年は更なる飛躍の年にしたいと思っておりますので変わらぬご指導ご鞭撻の程お願い申し上げます。



弁護士 / 家事専門部
碓井 晶子

本年中は、ひとかたならぬご愛顧にあずかり、誠にありがとうございました。この一年だけでも、離婚、遺産分割、子の引渡し、親権者変更、離婚協議無効等多種多様な家庭内の問題に取り組ませていただきました。そして、皆様と共に悩み、共に笑った密度の濃い一年でもありました。来年は、本年よりもより一層質の高いサービスを皆様にご提供できるように尽力して参りますので、今後とも何卒よろしくお願ひ申し上げます。



社会保険労務士
丸山 信一

社会保険労務士として、今年はとりわけ労務問題に弁護士と共にご相談に臨む場面が増えました。思いがけない未払い残業代請求や労基署の監督指導に無防備でいる訳にはいきません。いよいよ対策が求められると考えます。その様な時に社労士丸山をお気軽に活用されれば何かと便利ですし、得策です。メルマガの発行責任者もあります。ご返信での指名にはいつでも出動いたす所存です。

企業法務コラム

有期雇用に関する基礎知識について ～契約期間及び契約の終了にかかる規制～

弁護士
戸田 晃輔



1 はじめに

今回のコラムでは、有期雇用(ここでは、期間を定めた雇用契約をいいます)に関する知識についてご紹介いたします。現在の労働基準法や労働契約法には、有期雇用特有の規制が存在します。具体的には、期間、解雇、雇止め(期間満了による契約の終了)、不合理な労働条件の禁止及び無期転換申込権等です。今回は、契約期間とトラブルが多い契約終了に関する規制をご紹介します。

2 期間に関する制限について

有期雇用において、期間は原則として上限が3年(一定の高度の専門的な業務につく労働者や60歳以上の労働者については5年まで)とされており、下限はありません。ただし、その労働契約により労働者を使用する目的に照らして、必要以上に短い期間を定めることにより、その労働契約を反復して更新することのないよう配慮しなければならないとされています(労働契約法17条2項)。

このように、雇用契約において期間は、法律上の上限を越えなければ基本的に自由設定できます。しかし、特に理由なく1ヵ月など短期期間の契約をしてしまうと、更新手続が形骸化てしまい、後述するように雇止めができないなどトラブルの原因となることがあります。そのため、契約期間は、目的に沿って適切な期間を設定する必要があります。

3 契約期間中の解雇について

有期雇用契約を締結している場合、同労働者を契約期間中に解雇するためには、「やむを得ない事由」が必要です(労働契約法17条1項)。この「やむを得ない事由」とは、解雇が必要とされる「客観的に合理的で、社会通念上相当と認められる場合」よりも、さらに限定的・制限的な事由(東京地判平成24年4月17日労経速2150号)を意味します。そのため、契約期間満了を待つことなく、契約期間の中途中で解雇せざるを得ないほどの特別の重大な事由がなけれ

ば解雇はできません。したがって、有期雇用の場合、労働契約を終了させる手段としての解雇は紛争が生じるリスクが高いものといえます。

4 契約期間満了による終了について

期間を定めて雇用契約を締結した場合、その期間が終了すればその契約が終了するのが原則です。

しかし、例外として、①有期労働契約が反復して更新され、雇止めが解雇と社会通念上同視できる場合や②労働者に契約更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められる場合には、労働者からの契約更新の申込みを使用者が拒絶したとしても、その拒絶が認められない場合があります。その結果、従前と同一の条件で労働契約が更新されることになります。

これは、契約更新に対する期待が労働者に存在する場合に使用者の一存により契約を終了させることが信義則の観点から不当と評価できるときに、使用者による雇止めを制限するものです。そのため、有期雇用契約を締結する場合には、契約締結時から労働者に対して契約更新への期待を過度に与えないようにすることが重要となります。

5 終わりに

今回は、有期雇用の期間に関する制限と契約終了に関する規制を簡単にご紹介しました。契約終了は、トラブルが多い場面となりますので、契約の終了についてお困りの場合にはいつでもご相談いただければと思います。

本年も皆様より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

来年も誠心誠意努力する所存ですので、より一層のご支援を賜りますよう所員一同心よりお願い申し上げます。

年末年始の営業のご案内

年末は12月28日（木）17時まで、年始は1月4日（木）13時からの営業となっております。

通常と時間が異なりますのでご注意ください。

12/28 (木)	12/29 (金) ~ 1/3 (水)	1/4 (木)	1/5 (金)
通常と終了時間が異なります ご注意ください 9:00 ~ 17:00	休業	通常と開始時間が異なります ご注意ください 13:00 ~ 18:30	通常営業 9:00 ~ 18:30

法律 Q & A

経験豊富なグレイスの弁護士が、身近な法律問題から企業の法務問題まで、弁護士の観点からお答えします。

vol.09

- Q** 妻に不倫がバレてしまい、弁護士から内容証明郵便が届きました。2週間以内に慰謝料として300万円を振り込むよう記載されていますが、これは対応する必要があるのでしょうか？

- A** そのまま振り込む必要はありません。専門家と相談の上、適切な金額に減額し、正式な示談書を作成した上で振り込みましょう。

回答した弁護士



家事専門部

弁護士
茂木 佑介

振り返ってみると、今年は某芸能人とミュージシャンの「下衆不倫」に始まり、「文春砲」という言葉が流行るなど、一年を通じて不倫のニュースが世間を賑わせていた印象があります。そこで、年末最後の法律相談は「不倫の慰謝料」をテーマにしたいと思います。

そもそも、内容証明郵便はあくまで記載内容が証明されているものにすぎず、訴状や支払督促のように何らの法的効果を持つものではなく、期限を過ぎて支払わなかったとしても正式なペナルティはありません（もちろん、完全に無視していると後に訴訟を提起される可能性は高まりますが・・・）。したがって、焦って金額をそのまま支払うのではなく、弁護士と相談した上で適切な金額

を提示するようにしてください。

一般的に不倫の相場は50万円から300万円と言われることが多いですが、余程の悪質な事情が無い限り200万円を越えることは稀であり、多くは100万円から150万円の幅に収まっている印象があります。他人に相談しにくい内容の為、人知れず金額を支払ってしまう方がいらっしゃいますが、このように交渉次第では減額の可能性も十分にありますので、もしこのような書面が届きましたら一度弁護士にご相談ください。

「法律 Q&A」では皆様からの法律問題に関するご相談を随时募集しております。✉ info2@grace-law.jp までご連絡ください。

FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号099-822-0765までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名：

ご担当者名：

ご連絡先TEL：

ご相談希望日：

ご相談内容：

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら！
新規予約専用ダイヤル

📞 0120-100-129

受付時間：平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります



弁護士法人グレイス
E-mail: info2@grace-law.jp
http://gracelaw.jp/
GRACE

鹿児島事務所
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1 ラウンドクロス鹿児島 6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

東京事務所
〒106-0031 東京都港区西麻布3-243 西麻布3243 3階
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784